平成２５年（フ）第４０９号
大阪府富田林市清水町３番７―301号、前住所大阪府富田林市喜志町３丁目９番１号302
債務者　浅野美千代（旧姓菊永）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
堺市中区深井清水町3780番地　レインボー深井１―Ｂ
債務者　氷川　幸治
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
堺市堺区熊野町東３丁１番19号
債務者　村上　隆啓
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
堺市中区深阪548番地　中井文化203号
債務者　田岡　敏実
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
堺市堺区戎島町１丁51番地　グレイシー402号
債務者　坂口　孝之
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
堺市北区新金岡町３丁３番２―208号
債務者　佐藤　　厳
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
香川県三豊市財田町財田中1541番地５
債務者　三野　裕次
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２５号
香川県三豊市山本町大野619番地１
債務者　大西八重子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第６４号
北海道虻田郡洞爺湖町入江44番地12　角野ハイツ101
債務者　関村美保子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
北海道室蘭市白鳥台３丁目28番４―301号
債務者　松本　一志
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
盛岡市乙部30地割76番地１　めだかの家、旧住所盛岡市八幡町９番７号
債務者　宇津宮重廣
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５１号
群馬県太田市植木野町720番地５
債務者　小森　　洋
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８４号
静岡県富士市大淵3429番地の５、前住所静岡県富士市天間1176番地の５
債務者　佐野　亜弥
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６３号
愛知県江南市赤童子町桜道141番地１
債務者　住田　　忍
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字宮東13番地　カーサ花水木Ｂ202号
債務者　吉田　裕貴
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１７７号
愛知県稲沢市松下２丁目14番５号　松下倶楽部Ｂ204、住民票上の住所愛知県清須市春日野田町114番地３　レオパレスポートリーファームⅡ107
債務者　福士　和賢
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８９号
大阪府和泉市国分町246番地
債務者　阪本　昌司
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係